

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年6月29日
【会社名】	戸田工業株式会社
【英訳名】	TODA KOGYO CORP.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 戸田 俊行
【最高財務責任者の役職氏名】	
【本店の所在の場所】	広島県大竹市明治新開1番4
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長戸田俊行は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して、財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであるため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成21年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社9社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。なお、その他連結子会社14社及び持分法適用関連会社6社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていない。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各連結対象会社の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去前）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね2 / 3に達している2社（当社および連結子会社1社）を、また当社においては事業所ごとの人数、質的に重要性の高い勘定科目との関係を考慮し、4事業拠点を「重要な事業拠点」とした。

選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として、売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象とした。

さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスや、リスクが大きい取引を行っている事業・業務に係る業務プロセスを、財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加している。

3 【評価結果に関する事項】

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、重要な欠陥に該当すると判断した。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断した。

記

遊休固定資産の減損処理における不備

当社は、各事業拠点において固定資産の管理・処理を行っているが、適正な会計処理を行うために必要な、遊休固定資産の減損処理に向けての検討及び承認手続の整備・運用が不十分であったため、当期の減損

損失に重要な修正を記帳した。

連結決算における不備

当社は、財務経理グループにおいて連結財務諸表を作成しているが、連結仕訳についての検証及び承認手続きの運用が不十分であったため、当事業年度末日現在の連結財務諸表に係る繰延税金資産、法人税等調整額等について、監査人より重要な虚偽記載を指摘された。

しかしながら、当社は、これらの重要な虚偽記載について、当該事業年度の連結財務諸表において適切に修正している。

4 【付記事項】

評価結果に関する事項に記載された重要な欠陥を是正するために、事業年度の末日後、以下の措置を実施した。

遊休固定資産の減損処理における不備については、内部統制報告書提出日までに、必要な内部統制として、遊休固定資産の判定手順に関する規程及び固定資産の減損処理に関する業務手順を整備した。

連結決算における不備については、内部統制報告書提出日までに、必要な内部統制として、財務経理グループにおいて連結仕訳についての検証及び承認手続きを見直すとともに整備した。

5 【特記事項】

該当事項なし。